

地球温暖化対策計画書届出書

令和 4 年 7 月 19 日

名古屋市長 様

届出者 住 所 名古屋市東区東新町1番地
氏 名 中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 隆一

(代理者) 氏 名 執行役員 名古屋支社長 石原 逸司
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書の作成について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		チュウデンチヨダビル 中電千代田ビル		
工場等の所在地		名古屋市中区千代田二丁目12番14号		
業種等	業 種	電気・ガス・熱供給・水道業		
	業務部門における建築物の主たる用途	事務所		
事業の概要		一般送配電事業（電気の安定供給に関する事業）		
連絡先	担当部署	会社名・担当部署	中部電力パワーグリッド株式会社 名古屋支社	
		住 所	〒460 - 8310 名古屋市中区千代田二丁目12番14号	
	担当者氏名			
	電話番号等	電話番号		
		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス		
地球温暖化対策計画書		別添のとおり		
工場等番号		※		

注1 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	中部電力パワーグリッド株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市東区東新町1番地
工場等の名称	中電千代田ビル
工場等の所在地	名古屋市中区千代田二丁目12番14号
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	一般送配電事業(電気の安定供給に関する事業)
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月19日 ~ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋支社内
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

環境基本方針

(中部電力グループ方針体系)

**中部電力グループでは、企業理念のもと
CSR宣言を定め、ESG^{※1}経営を推進します。**

※1 ESGとは… E: 脱炭素社会の実現・環境経営の実現
S: 社会課題の解決・人財活用・安全健康
G: コーポレートガバナンス・事業継続

中部電力グループ 環境基本方針

中部電力グループCSR宣言に基づき、環境保全に関する基本方針を以下のとおり定める。
中部電力グループは、地球環境に配慮した良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けすると同時に、「コミュニティサポートインフラ」の創造による「新しいコミュニティの形」を提供し、「一歩先を行く総合エネルギー企業グループ」として、持続的な成長を目指していきます。この実現に向けて、環境経営を的確に実践するとともに、社員一人ひとりが自ら律して行動し、あらゆる事業分野における脱炭素社会・自然共生社会・循環型社会を目指した取り組みを通じて、持続可能な社会の発展に貢献します。

脱炭素社会の実現

脱炭素社会の実現に貢献します

P7-15

自然との共生

自然との共生に努めます

P16

循環型社会の実現

循環型社会の実現をめざします

P17

環境意識の向上

環境意識の向上に努めます

P18-19

中部電力グループは、環境への取り組みについて、継続的な改善を進めるとともに、適時適切に情報を開示します。

(2021年3月改定)

(2) 地球温暖化対策の推進体制

環境管理体制^{※1}

(中部電力の環境管理)

中部電力グループでは、中部電力グループ環境基本方針に基づく経営目標やその取り組みについてPDCAサイクルを回す環境管理活動を展開しています。当社では、ISO14001(2004)に基づいた自己宣言型の環境管理活動を展開しています。

(ゼロエミッション推進会議)

2021年3月に新設した本会議は、社長直属の機関として、3社(中部電力、中部電力パワーグリッド、中部電力ミライズ)およびグループ会社における超長期および中長期的な気候変動に関する目標設定を行い、その目標達成に向けた行動計画を策定・評価していきます。

【 中電千代田ビル 】

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,570	t-CO ₂
①を 除く （二室 酸効 く 化果 炭ガ 素排 換出 算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2,570

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,570	t-CO ₂	2,493	t-CO ₂	3.0

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

（2）目標設定の考え方

エネルギーの合理化等に関する法律（省エネ法）に準じて、年平均 1 % のエネルギー使用量の低減、については温室効果ガス排出量の低減を図ることを目標とする。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに 3,000 トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに 3,000 トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・ 省資源の実践 冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・空調温度の省エネ設定 夏季（6月～9月） 28度 冬季（12月～3月） 20度 ・クールビズ・ウオームビズの推進 	令和3年度を基準として、 令和6年度までにCO2排出量の 3.0%（年1%）を削減
省エネルギー・ 省資源の実践 照明	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明電源OFF 執務室、廊下の間引照明 昼休みの消灯 会議室、応接室等の不使用時照明OFF 	
省エネルギー・ 省資源の実践 OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・退社時のPC電源OFF 	
自動車等輸送機関に 関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車時のアイドリングストップの実施 	
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・紙使用量の削減 ・ゴミの分別回収・リサイクルの実施 	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・従業員への環境教育の実施・擬音装置活用による節水・分別ボックスの設置、分別基準の設定によるオフィス古紙リサイクル・事務用消耗品等のリユースおよびグリーン調達を推進・共有フォルダの活用によるペーパーレス化 |
|--|

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--